

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十九年三月二十八日
参議院国土交通委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、自動車検査独立行政法人の非公務員化に当たっては、独立行政法人の見直しの趣旨を踏まえ、経営の層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 二、自動車の基準適合性審査に係る手数料等の改定に当たっては、独立行政法人見直しによる業務の効率化の成果が反映されるよう努めること。
- 三、自動車検査独立行政法人の非公務員化に伴い、その長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。
- 四、指定工場の許可基準の規制緩和に当たっては、指定工場間の競争激化が自動車検査水準の質の低下等を招き、安全性が損なわれないよう、国は監督体制を充実すること。
- 五、不正車検の再発防止を図るため、国は民間車検場に対する監査体制を強化するとともに、その抑止策についても万全の措置を講ずるよう努めること。

右決議する。